

障害学生修学支援コーディネーターの活用状況

長沼洋一^{*1}・長沼葉月^{*2}

The current states of the disabled student support coordinators

Yoichi NAGANUMA^{*1} and Hazuki NAGANUMA^{*2}

〈抄録〉

本研究では大学の障害学生修学支援に携わっている修学支援コーディネーターの現状に関する調査を行い、①配置の有無、②配置されている場合の業務内容と所持資格、③配置していない場合の理由を明らかにすることを目的とした。全国の大学を対象とした質問紙調査を平成26年10月～12月にかけて郵送法で実施し、436校から回答を得た（回収率58.0%）。障害学生修学支援コーディネーターを配置している大学は専任37校・兼任70校、計107校（24.5%）であった。コーディネーターの所持資格・経験では「臨床心理士」27校、「社会福祉士または精神保健福祉士」18校、「特別支援教育の実務経験」15校、「保健師または看護師」が12校と続いており、その業務内容は多岐に渡った。コーディネーターを配置している大学では支援体制の充実が実感されていたが、未配置の大学では障害学生が少ないことや予算の課題が挙げられた。

Key words：障害学生修学支援、コーディネーター

I. はじめに

平成25年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障害のある学生に対する合理的な配慮の提供が義務付けられた。国公立大学では法的義務（第7条）、私立大学では努力義務（第8条）と度合いは異なるものの、どの大学においても障害のある学生に対して合理的な範囲での配慮を提供し、修学を支援しなければならないと位置づけられている。本法は平成28年4月1日から施行された。

日本学生支援機構は毎年全国の大学等に対して「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施しており、結果を報告している。平成27年度に報告された平成17年度から平成25年度からの変化に関する報告では、障害学生数は7年間で平成18年4,937人から平成25年13,449人へと約2.7倍も増加しており、障害学生在籍学校数は平成18年670校から平成25年811校へと増加している。学生の障害では、「発達障害」や「精神障害」の増加が目

立つという。最新の平成28年度の報告では、大学に通う障害学生は24,686人、うち支援を受けている障害学生は12,761人で51.7%に達していた。支援を受けている学生の障害種別では精神障害が4,003人、発達障害が2,700人、病弱・虚弱が2,120人と続いていた。大学側の支援体制は、障害学生支援の専門委員会をもつ大学が269校、支援担当部署を設置した大学157校、専任の障害学生支援担当者を配置した大学145校であり、専任支援担当者の内訳では「職員」が84校、「コーディネーター」が62校となっている。兼任の支援担当者では「職員」が647人、「教員」が409人、「カウンセラー」が288人、「医師」が153人で、「コーディネーター」は66人とどまっている。こうした支援担当者は学生の支援ニーズをアセスメントし、合理的な配慮を提案し、学内の様々な部門との調整を行い、学内外の支援スタッフを調整し、適切な支援が提供されるようコーディネートを行うなど、多様な役割を担っていると考えられる。しかし障害学生支援スタッフの機能や実態については、配置数が少ないため明らかになっていないことも多い。

岡田ら（2013）は、障害学生修学支援ネットワークの

*1 東海大学健康科学部社会福祉学科（Department of Social Work, School of Health Science, Tokai University）

*2 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会福祉学分野（Department of Social Welfare, School of Humanities and Social Sciences, Faculties of Urban Liberal Arts, Tokyo Metropolitan University）

拠点校であり充実した支援体制を構築してきた広島大学を例に挙げながら、障害学生修学支援コーディネーターの役割について考察し、①個別ニーズを把握するための十分なインテイク技術が必要なこと、②職務的特性を踏まえて教職員の連携を図る必要があること、③障害学生にノートテイクなどを提供する支援学生の指導とフォローを担当できること、④これらを実施するためには可能な限り専従の教職員の配置が必要で、障害学生や支援学生を指導する教員の機能と、情報へのアクセス権限や連絡調整権限を持つ事務職員の機能の両方が求められること、⑤支援体制の構築が求められ、専従コーディネーターがいない場合には代替的に学内外の連携体制を構築しておく必要があると論じている。

森ほか（2015）は、障害学生修学支援体制の現状について総説し、支援提供上の課題を「支援実施校の偏り」、「ボランティアの確保」、「就職支援」、「支援に関する情報公開」、「障害学生のニーズの把握」、「支援対策導入の費用と支援体制の構築」の6点にまとめ、支援スタッフに関しては、学生のニーズをきめ細やかにかつ正確に把握する相談体制が求められると指摘している。また聴覚障害学生支援に関する先行研究に基づいて、障害学生修学支援コーディネーターを専従化することで支援の質が向上される可能性についても指摘している。

大学において増え続ける課題の一つである、発達障害学生への支援に関しては、川住ほか（2010）や西村（2017）も、キーパーソンとして支援コーディネーターを挙げており、例えば西村（2017）は発達障害に関する知識だけでなく、学生との対話力、必要な支援を導き出すアセスメント能力、学内外との部署や機関との協働も重要な役割であり、組織マネジメント力も兼ね備えた人材が必要であると論じている。

このように障害学生修学支援の充実に向けて修学支援コーディネーターをはじめとする専門スタッフの活用はますます重要になると考えられた。特に学生生活の視点に立って学生の相談に応じ、ニーズアセスメントを行い、必要な支援（ケア）をマネジメントしたり、ボランティアコーディネートをを行ったりする点で、ソーシャルワーク技術が役立つと考えられたが、修学支援コーディネーターの活用実態に関する研究報告はほとんどなく、事例的な報告が散見される程度である。その業務を円滑に遂行する上での資質や基礎資格などについて論じたものも現状ではほとんどみられない。

Ⅱ．目的

本研究では、全国の大学を対象とする調査を通じて、障害学生修学支援コーディネーターの現状を明らかにすることを目的とした。まず障害学生修学支援コーディネーターは配置されているのかどうかを明らかにし、配置されている場合にはその業務内容や所持資格を明らかにした。さらに配置されていない場合にはその理由を検討した。以上を通じて、障害学生修学支援コーディネーターの置かれた状況を明らかにすることを目的とした。

Ⅲ．方法

調査は、郵送法により自己記入式質問紙を配布・回収することで実施した。実施時期は平成26年10月から12月であり、督促状を1回送付した。研究倫理上に問題がないことについて東海大学健康科学部研究倫理委員会による承認を得て調査を実施した。

対象の選定にあたっては、文部科学省のウェブサイトの所轄法人一覧より全ての大学名を収集し、各大学のウェブサイトからすべてのキャンパス住所を入手した。その上で、事務機能のみ、大学院のみ、短大のみのキャンパスや学生募集を停止した大学を除外した。その結果、大学生が通学していると判断された国立大学82校（176キャンパス）、公立大学83校（123キャンパス）、私立大学587校（880キャンパス）計1179キャンパスに調査票を送付した。

調査票は合計539キャンパス（45.7%）の436校（58.0%）から回収した。各キャンパスの回答を大学ごとに集計して本分析に使用した。ただし自由記述方式の回答に関しては各キャンパスの実情を質的に反映していると考えられたことから大学単位での集計は行わず、記述内容の集計を行う際も票単位で集計した。回答が得られた大学を設置種別で分類すると、国立大学59校（回収率72.0%）、公立大学62校（回収率74.7%）、私立大学315校（回収率53.7%）であった。

Ⅳ．結果と考察

障害学生支援担当部署を設けている大学は、81校（18.6%）であった（図1）。同年である平成26年度に行われた全国の大学等を対象とし100%の回収率を達成している日本学生支援機構の調査結果では、障害学生支援担当部署を設けている大学は97校（12.4%）であること

障害学生修学支援コーディネーターの活用状況

■ある (N=81) ■ない (N=338) □無回答 (N=17)

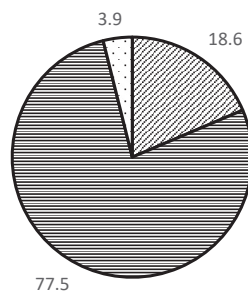


図1 障害学生支援担当部署の設置状況 (%)

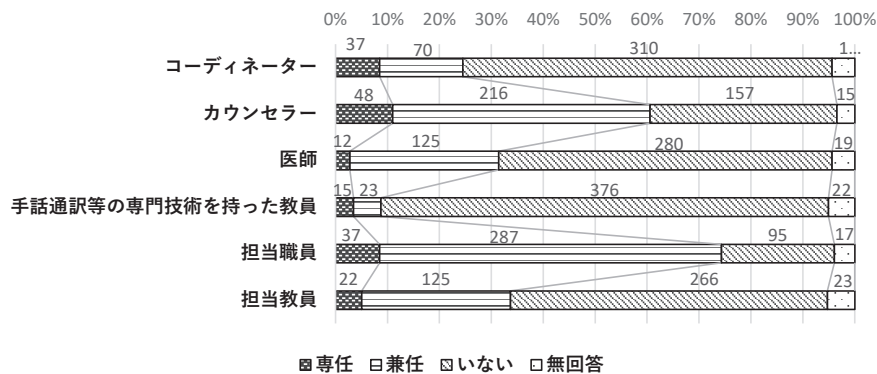


図2 障害学生支援担当教職員の配置状況

から、本調査に回答した大学は障害学生支援に比較的熱心な大学が多く含まれていると考えられた。

支援担当職員の配置状況を図2に示す。専任・兼任を合わせて最も多い職種が「職員」であり専任37校・兼任287校を合わせて324校(74.3%)に達していた。次いで多いのが「カウンセラー」であり、専任48校・兼任216校で合わせて264校(60.6%)と過半数を超えていた。その他の職種は一気に減るが、多い順に「担当教員」専任22校・兼任125校、計147校(33.7%)、「医師」専任12校・兼任125校、計137校(31.4%)、「コーディネーター」専任37校・兼任70校、計107校(24.5%)と続き、「手話通訳等の専門技術をもった教員」は専任15校・兼任23校で計38校(8.7%)にとどまった。多くの大学で一般採用された「職員」に支援担当業務を担わせている他、対人援助職としてはカウンセラーの活用が多いことが示唆された。また専任の職員配置は非常に乏しい実態が示唆された。なお日本学生支援機構による「平成28年度(2016年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、障害学生がいる778大学のうち専任のコーディネーターを配置している大学が62校(8.0%)、専任カウンセラーを配置している大学が26校(3.3%)、兼任のコーディネーターを配置している大学が66校(8.5%)、

兼任のカウンセラーを配置している大学が288校(37.0%)とされており、本調査時点と比べて専任のコーディネーターを配置した大学は増加しているが、全大学に占める割合としてはまだまだ高くない状況であると言えよう。

次に、専任配置が相対的に多い対人援助職である「コーディネーター」と「カウンセラー」の配置状況について、大学の設置母体別に再集計した結果を図3、4に示す。コーディネーターを配置している大学は国立大学で多く専任19校(32.2%)、兼任9校(15.3%)で配置されており、合わせて47.5%に達していた。カウンセラーを配置している大学も国立大学に多く、専任11校(18.6%)、兼任34校(57.6%)で合わせて76.3%に達していた。国立大学は、障害者差別解消法において合理的な配慮が法的に義務付けられた組織であるため、円滑に障害学生の修学を支援するための人員体制を整えていると考えられた。とはいえ同じように法的義務を課された大学である公立大学においては、コーディネーターを配置しているのが専任・兼任合わせて5校(8.1%)、カウンセラーを配置しているのは兼任のみで25校(40.3%)にとどまっており、非常に乏しい人員体制であることが示唆された。私立大学ではコーディネーターを配置して

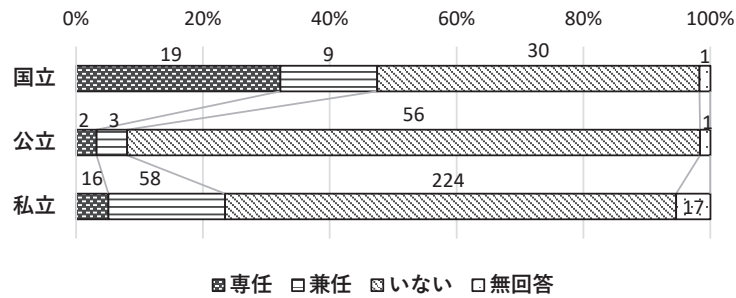


図3 コーディネーターの配置状況

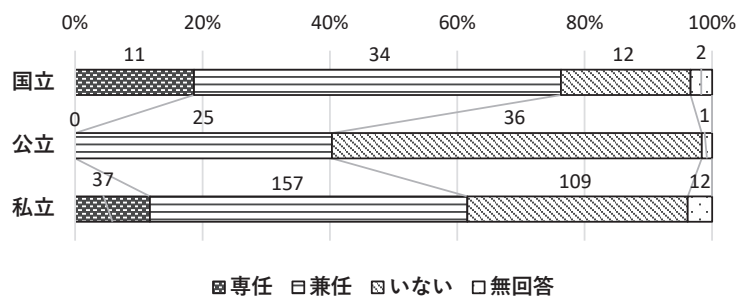


図4 カウンセラーの配置状況

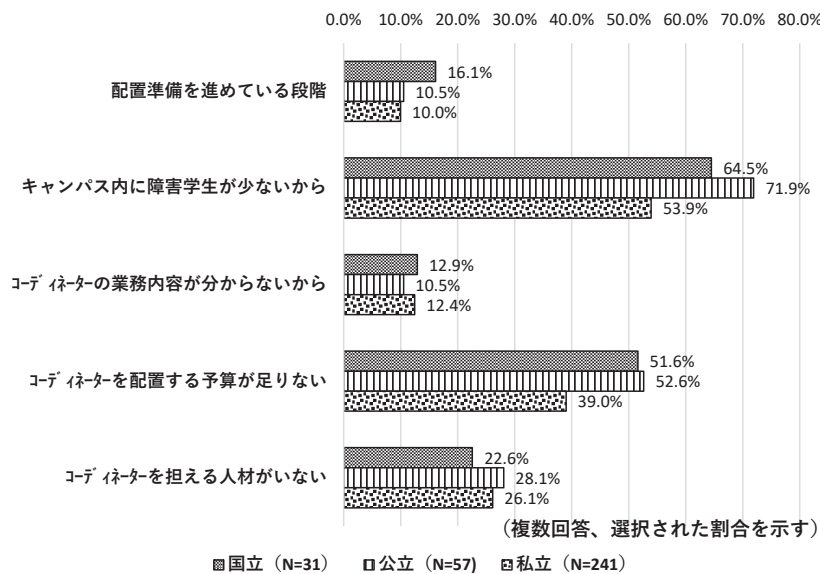


図5 コーディネーターを配置していない理由

いるのが専任・兼任合わせて74校（23.5%）、カウンセラーを配置しているのが専任・兼任合わせて194校（61.6%）であった。

コーディネーターを配置していない理由について、未配置校（国立大学31校、公立大学57校、私立大学241校）に複数選択方式で尋ねた結果を国公立別にとまとめたものを図5に示す。「配置準備を進めている段階」と

答えたのは国立大学が最も多く16.1%であったが公立大学及び私立大学では約10%にとどまった。配置に向けて現実的に準備を進めている大学は決して多くなかった。未配置の理由で最も多いのは「キャンパス内に障害学生が少ないから」であり、国立大学で64.5%、公立大学で71.9%、私立大学で53.9%であった。公立大学は学生総数が少なかったり、医療看護系等の学部を設けたりして

障害学生修学支援コーディネーターの活用状況

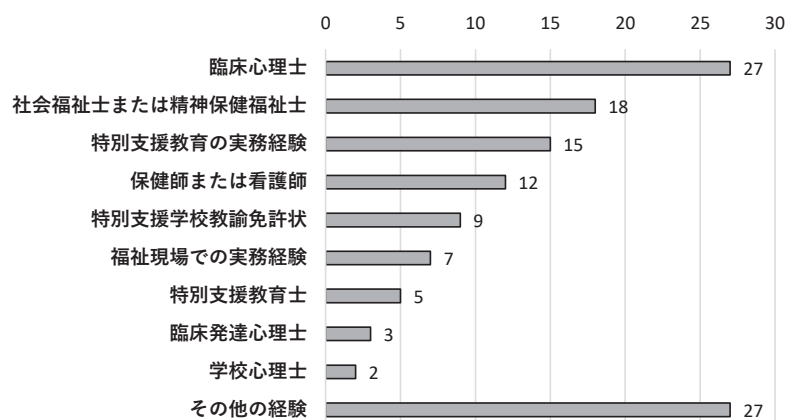


図6 コーディネーターの所持資格

いることが多く、障害のある学生の進学者数も相対的に少ないのかもしれない。特にこの回答が多かった。私立大学では、障害のある学生の入学も多く受け入れているのかもしれない。次いで多い未配置の理由は「コーディネーターを配置する予算が足りない」であり、国立大学51.6%、公立大学52.6%、私立大学39.0%であった。国公立の半数近くが、予算の不足を訴えていた。「コーディネーターを担える人材がいらない」は国立大学の22.6%、公立大学の28.1%、私立大学の26.1%であった。「コーディネーターの業務内容が分からないから」は公立大学で10.4%、国立大学と私立大学では約12%であった。

障害学生修学支援コーディネーターがいらないために生じる困難があるか、自由記述方式で尋ねたところ、265票の回答が得られた。そのうち大半（138票）の回答は「現状では問題がない」という内容のもので、障害学生が在籍していないため、あるいは既存の体制（担任教員制や職員、学生相談室等による対応）で対応できている、という説明が付されることもあった。コーディネーターがいらないことにより生じる困難としては、＜その場しのぎの対応になっており支援の質に懸念が残る＞53票、＜一部の教職員への過度の負担が集中する、それにとまなう課題が生じる＞34票、＜それぞれの部署が個別に対応しており学内の情報共有に課題がある＞25票、＜学外の適切な機関との連携に課題がある＞8票、＜支援につなげられない学生がいる＞5票、＜今後障害学生が増えたと対応できない懸念がある＞12票となっていた。

以上のことから、コーディネーターを配置していない理由は、障害学生数が少ないがゆえに支援コーディネート業務の重要性が十分に実感されないため、あるいは予算上の措置が難しいためと考えられた。コーディネーターを配置していない大学では、既存の相談体制の中で対応するか、授業担当教員や一般事務職員がその場限り

で対応せざるを得ないため、業務負担の偏りや継続的な支援の提供の面での課題などが生じていると考えられた。

コーディネーターを配置している大学（107校）に対しては、さらに詳細について尋ねた。

まず専任・兼任に関わらずコーディネーターの所持資格をあてはまるものすべてを選択してもらう形式で尋ねた結果を図6に示す。なお複数の資格が選択されている回答もあれば、所持資格を把握していない回答もあったため、回答の合計は107にはならない。コーディネーターの所持資格のうち、最も多かったのが「臨床心理士」の27校であり、ついで「社会福祉士または精神保健福祉士」の18校であった。「特別支援教育の実務経験」をもつものが15校、「保健師または看護師」が12校と続いた。「その他の経験」では「養護教諭」「手話通訳士」が3校ずつ見られたほか、行政職員経験や臨床心理士受験資格、学生支援業務経験、研修やセミナーへの参加経験が挙げられていた。何らかの資格や経験を求めている大学は71校であったが、コーディネーターが選択肢に設けた「資格」を所持している大学は59校であり、配置している大学の5割強にとどまった。

コーディネーターの勤務日数について尋ねたところ、76票から回答を得た。勤務日数は週当たり1日～5.5日に分布しており、平均4.5（標準偏差1.2）日であった。一日当たりの勤務時間は3.0～8.5時間に分布しており、平均7.3（標準偏差1.2）時間であった。勤務日数が極めて少ない大学もあるが、多くの大学ではほぼ平日の授業時間中は配置していると考えられた。所属部署については「学生支援課／学生支援室」が最多であったが、「学生相談室」や「保健センター」等、既存の学生相談専門の部署内に配置されることもあった。「障害学生支援室」といった専門性を明示した部署を設けている大学も多かった。

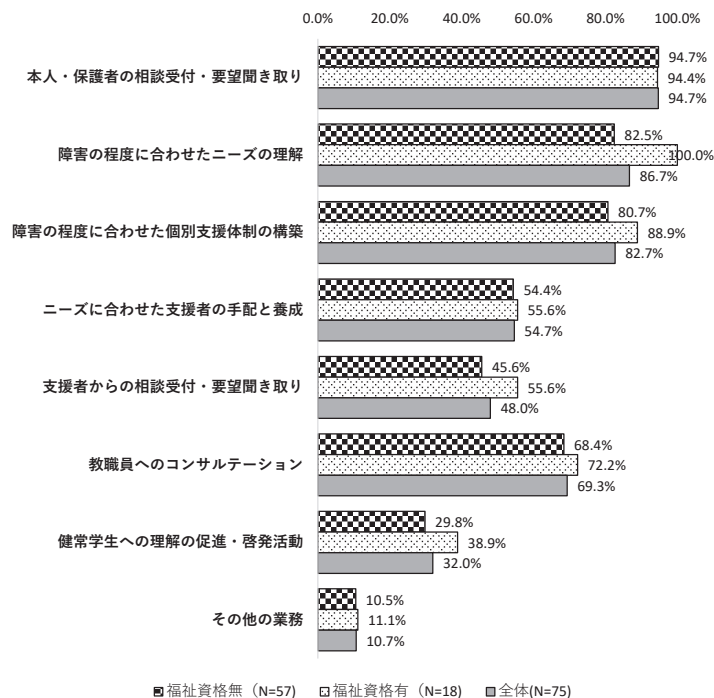


図7 福祉資格の有無別にみたコーディネーターの業務内容

コーディネーターの業務内容を尋ねた結果を図7に示す。75大学から回答を得たが、コーディネーターに「社会福祉士・精神保健福祉士」の資格取得者がいるかどうかでさらに分けて図示した。業務内容として最も多いのは、「本人・保護者の相談受付・要望聞き取り」であった。次いで「障害の程度に合わせたニーズの理解」、「障害の程度に合わせた個別支援体制の構築」、「教職員へのコンサルテーション」と続いた。特に福祉士資格を所持しているコーディネーターがいる場合には、障害の程度に合わせたニーズ理解は100%の実施率となっており、専門性を意識していることが伺えた。また「障害の程度に合わせた個別支援体制の構築」や「支援者からの相談受付・要望聞き取り」、「健常学生への理解の促進・啓発活動」でも福祉士資格を有さない場合と比べて実施率が高くなっていた。なお他の資格については、資格の有無による大きな違いは見られなかった。

コーディネーターを配置した効果について自由記述で尋ねた結果、67票の回答が得られた。うち47票が「学内支援体制の充実・情報の集約」をあげており、コーディネーターの配置により場当たり的な支援を行うのではなく、組織としてスムーズな対応が行えるようになったと挙げられていた。＜学生にとっての利用しやすさの向上＞は20票から挙げられ、窓口が一本化されて分かりやすくなった、利用者数が増加した等と記されていた。＜支援の質の向上＞は19票で挙げられ、個別事例での効果を例

示される他、教職員の理解の向上なども挙げられた。＜外部の関係機関との連携の向上＞は9票があげており、発達障害学生支援等に際して、医療機関や就労支援サービスとの連携が挙げられていた。＜ノウハウの蓄積＞は4票から挙げられ、それが支援体制の充実につながっていると記されていた。＜教職員の負担の軽減＞は5票から挙げられており、専任の教職員が配置されることで、担当事務職員や授業担当教員の負担が軽減されたと記されていた。

コーディネーターを配置している大学が直面している課題について、自由記述方式で尋ねたところ48票の回答が得られた。コーディネーターの業務内容に関するものが15票あり、「修学支援を超えた課題にどこまで対応するか」「どこまでが合理的配慮か、学内調整が難しい」等の意見がみられた。学内の支援体制そのものに関する意見は24票あり、「兼任なので業務負担が大きい」「非常勤の有期雇用であるため、退職により支援の継続性に課題が生じる」「窓口任せればよいと考えて教員の理解が得づらい」「研修をうけたいが予算が足りない」等があげられた。その他の意見として、コーディネーターの資質について「資格も大切だが本人のキャリアや資質が重要である」と指摘するものが2票みられた。総じて、コーディネーターを配置することで、修学支援に関するさらなる課題が明確化している様子が示唆された。

V. 結論

本研究では、障害者差別解消法の施行前である平成26年に、全国の大学に対して障害学生修学支援の実情、特に修学支援コーディネーターの活用に焦点を当てて調査を行った。

その結果、障害学生修学支援体制の充実が進んでいない背景には、障害のある在学学生が少ないため既存の支援体制で対応ができることや、予算上の措置が難しいことが考えられた。大学の設置母体との関連もあり、公立大学がより厳しい状況に置かれていることが示唆された。

コーディネーターを配置していない大学では、障害学生が少ないことから特に課題がないという大学も多かったが、組織としての修学支援の提供に課題を感じ、特定の教職員に負担が重くのしかかっている現状を指摘する意見も見られた。

コーディネーターを配置している大学では、支援体制が充実し学内で連携して支援ができるようになったことや学生にとっての利用しやすさの向上が実感されていた。コーディネーターの採用に際しては「臨床心理士」をはじめとする対人援助職の資格や、学生支援・特別支援教育の経験などのある人材を採用している大学がみられたが、必ずしも資格を有するとは限らなかった。社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を有する場合には、特に障害の程度に合わせたニーズ理解に力を入れていた他、支援体制づくりや支援者、健常学生への働きかけに力を入れている場合もあった。

今後、障害のある学生が高等教育を受ける機会が増大していけば、既存の相談体制を有効に活用するためにも専任のコーディネーターが配置されることが望ましいと考えられた。そのためにも、障害学生修学支援コーディネーターの業務内容に関してより詳細な実態把握を継続的に行い続ける必要があるのではないかと考えられた。

引用文献

- 日本学生支援機構（2015）『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象年度：平成17年度（2005年度）～平成25年度（2013年度））』http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afildfile/2015/11/02/bunseki2005_2013.pdf（最終アクセス日2017年9月20日）
- 日本学生支援機構（2017）『平成28年度（2016年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afildfile/2017/08/31/2016report2.pdf（最終アクセス日2017年9月20日）
- 日本学生支援機構（2015）『平成26年度（2014年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2014.html（最終アクセス日2017年9月20日）
- 森浩平・山見有美・田中敦士（2015）「日本における障害学生の修学支援に関する現状と課題：視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由学生の支援」『Asian Journal of Human Services』8, 162-176.
- 岡田菜穂子・山本幹雄・佐野（藤田）真理子・ほか（2013）「高等教育機関における障害学生修学支援コーディネーターの配置に関する一考察：広島大学の事例から」『総合保健科学：広島大学保健管理センター研究論文集』29, 71-77.
- 川住隆一・吉武清實・西田充潔・ほか（2010）「大学における発達障害のある学生への対応—四年制大学の学生相談機関を対象とした全国調査を踏まえて」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』59（1）, 435-462
- 西村優紀美（2017）「発達障害学生に対する支援体制の構築」『学園の臨床研究：富山大学保健管理センター』16, 15-20.